

広島県告示第六百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第五条第一項第二号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

平成二十六年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

法第百四条第二号に掲げる漁業

区 域	区 分
阿賀区域（阿賀漁業協同組合の地区）	一 総トン数十トン未満の漁船により底びき網及び流し刺し網を使用して営む漁業
	二 総トン数十トン未満の漁船により主として刺し網及び流し刺し網を使用して営む漁業
	三 一及び二に掲げる漁業以外の漁業